

契約 総務課からのお知らせ

問 総務課 契約係
☎476-1111(216・217)

◆入札参加資格申請(指名願)受付のお知らせ

平成29年度・平成30年度、町が発注する建設工事や測量、コンサルタントなどの業務委託、物品購入の入札に参加するための資格審査申請(指名願)を受け付けます。

詳細については、町ホームページまたは、役場総務課契約係へお問い合わせください。

【受付期間】 平成29年1月6日(金)～3月6日(月) ※土・日・祝日は除く

【申請方法】 持参または、郵便(3月6日当日の消印有効)

【有効期間】 平成29年4月1日～平成31年3月31日

【提出書類】

- ① 入札参加資格審査申請書(国土交通省統一様式及びこれに準ずるものを含む)
- ② 測量等実績調書(国土交通省統一様式及びこれに準ずるものを含む)
- ③ 技術者一覧表(国土交通省統一様式及びこれに準ずるものを含む)
- ④ 営業所一覧表(国土交通省統一様式及びこれに準ずるものを含む)
- ⑤ 経営事項審査申請書及び結果通知書(写し可)
- ⑥ 労災・雇用保険料納入証明書(写し可)
- ⑦ 納税証明書(町税、事業税、法人税及び消費税に係るもの)(写し可)
- ⑧ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(土木・建築を行う者)(写し可)
- ⑨ 使用印届(写し可)
- ⑩ 印鑑証明書(写し可)
- ⑪ 建設業許可証明書(写し可)
- ⑫ 消防団員確認書(大崎町内の建設業者のみ)

年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

◆社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

- 国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。
- この保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が本年11月上旬に日本年金機構から送付されています。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、平成28年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、翌年の2月上旬に送付されます。

- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

※『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』についてのご質問は、控除証明書のハガキに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

【申請及びお問い合わせ先】 鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

役場住民環境課 年金係 ☎099-476-1111(内線123・126)